

法務局からのお知らせ

家屋の焼失により土地・建物の「権利証」をなくされた方へ

この度の被災により土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を焼失・紛失された方にはご心配のことと思いますが、この権利証を焼失・紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。

権利証は、不動産の売買等の所有権移転登記、融資のための抵当権設定登記等の登記を申請する際に、本人確認資料として法務局に提出していただくものですが、登記をするには、権利証のほか、所有者の印鑑証明書等の本人確認資料も必要となりますので、権利証を焼失・紛失したことにより、直ちに所有権の移転の登記や抵当権の設定の登記が不正にされるなどして、登記記録上の権利関係が変わることはありません。

また、権利証を焼失・紛失したからといって不動産の売買等の処分ができなくなるわけでもありません。

なお、焼失・紛失した権利証を再発行することはできません。詳しくは、県内最寄りの法務局にご相談ください。

所有する建物を焼失された方へ

建物が焼失により滅失したときは、建物の所有者が法務局に建物の滅失登記を申請するのが原則ですが、この度の被災により滅失した建物については、被害の甚大さに鑑み、被災者の皆さんの負担とならないような方策として、法務局が職権で滅失の登記をすることを検討しています。

なお、法務局が職権で滅失の登記を行うことになった場合においても、滅失した建物の数が多いことから、一定の期間を要するものと見込まれますので、お急ぎの方はご自身で申請をしていただくようお願いします。詳しくは、県内最寄りの法務局にご相談ください。

法務局に届けている会社・法人の代表者の印鑑や印鑑カードをなくされた場合の手続きは次のとおりです。

- ① 会社・法人の代表者の印鑑及び印鑑カードの両方を焼失・紛失した場合
改印届とともに、焼失・紛失した印鑑カードの廃止届及び新たな印鑑カードの交付申請が必要になります。この場合は、会社・法人の新しい印鑑と代表者個人の実印及び市町村長発行の印鑑証明書を県内最寄りの法務局に持参願います。
- ② 会社・法人の代表者の印鑑を焼失・紛失した場合
改印届が必要になります。この場合は、会社・法人の新しい印鑑と代表者個人の実印及び市町村長発行の印鑑証明書を県内最寄りの法務局に持参願います。お手持ちの印鑑カードは引き続き使用できます。
- ③ 印鑑カードのみを焼失・紛失した場合
印鑑カードの廃止届及び印鑑カード交付申請が必要となります。この場合は、会社・法人の代表者の印鑑を県内最寄りの法務局に持参していただければ、印鑑カードの廃止及び再発行の手続きをすることができます。

なお、郵送によるお取り扱いもできますので、詳しくは県内最寄りの法務局にご相談ください。

お問い合わせ先（平日8:30～17:15、ただし12/29～1/3を除く。）

- 025-552-0356（糸魚川支局）
- 025-525-4133（上越支局）
- 025-226-0951（不動産登記部門）
- 025-226-0955（法人登記部門）